

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）【10】）」

2. 日時：令和5年7月6日（木）14時05分～15時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階北会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部原子力発電部門燃料保全グループ チーフマネジャー  
他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料2 高浜発電所1, 2号機 使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- ・資料2-1 申請書記載内容に関する補足説明
- ・資料2-2 SFP 水位低下時における不確定性に関する補足説明
- ・資料2-4 解析業務発注時の不適合事例の提示内容について
- ・資料3 設計及び工事計画認可申請【高浜発電所第1、2号機使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更】コメント整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	議長規制庁鈴木です。本日は高浜 12SFP設工事のヒアリングを行います。事前の資料を出していただいて、資料数、
0:00:18	説明資料、
0:00:20	資料 2-1、申請書記載に関する補足説明資料 2-2、SFPスイテイカジにおける、
0:00:30	不確定性に関する補足説明資料の 4、解析業務発注時の不適合事例の提示内容について、資料 3、コメント整理表です。資料は以上でよろしいですね。はい。
0:00:49	事前に目を通してはいますが、修正した箇所等で特段説明が必要だということがありましたら説明をしてほしいと思いますけど、よろしいですか。関西電力の富樫でございます。資料修正している通りなんですけれども、簡単に概要だけ少しご説明させていただければと思います。
0:01:10	基本的に、こちらの資料 3 の図面と整理表のほうに整理してございますように、前回の審査会合でいただいたコメントについて、すべて反映させていただいています。
0:01:21	特に記載の適正化、明確化のようなところは、すべて資料に落とし込んでおりますし、それから解析関係で言いますと、水ミナミでの不確定性評価の結果ですね、こちら出ておりますのでそちら資料の 2-2 の方に反映してございます。
0:01:38	それから、頑健性ですね、許可で作ってございました、ダントーさんの資料につきましても、塩素向きを向いた体系での評価結果というのを、
0:01:50	載せております。いずれも許可の時と 4 傾向を確認してございます。その他、
0:02:00	資料の 4 の方で、解析発注時の撤去事例の内容についてということで、別の資料。
0:02:07	として、ご提出させていただいてるものでございます。
0:02:12	簡単でございますけれども、我々の資料としましては、以上ご説明があります。
0:02:17	はい。では、確認に移りたいと思います。まず、現行の適用妥当性確認関連ですけれども、資料 2-1。
0:02:34	申請書の添付資料にも、
0:02:37	補正の方向性について、4 ページ 5 ページに赤字で書いていただいて、具体の箇所については、同じ資料も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	21 ページに工事業務、
0:02:55	2ヶ所が示されています。それで、まず 20 ページの、これは別紙 1。
0:03:06	がですね資料 2 の別紙 1 のいらっ水ですけども、
0:03:12	妥当性確認バリレーションの項目表の中の妥当性確認各バリエーション項目の中ポツの、
0:03:22	伊佐四つめに加えて、
0:03:26	五つ目として、解析コードの妥当性確認管理として冠水から水 200 ミリまで、
0:03:34	ここをSCALEコードを適用することは妥当であるという、追記をする方向であるという説明があるんですけども、
0:03:48	それ。
0:03:50	一つ上のもともと書いてあった、本施設込みを受ける。
0:03:56	適用範囲が小竹浜市にSFP、括弧閉じ、これが上述持ってきたのは、国際ベンチマークの議会実験解析ですけども、
0:04:08	妥当性確認の範囲内であることを確認している。
0:04:12	というところと重複記載されているように見えるんですけども、
0:04:19	これは、同じ追記で、同じような、
0:04:26	内容を書くことにしようとしているのかそこを説明してください。
0:04:33	関西電力の富樫でございます。こちらは今ご説明いただきまして資料 2-1 の 22 ページ目ですね、のところなんですけども、他のコメントいただいたコメントに対する対応ともちょっと関連するんですけども、
0:04:48	その下の部分ですね、それ以降も、今の表以降のところですね、赤川確認させていただいてますけれども、
0:04:57	こちらの方ちょっと記載の適正化といいますか、あまり具体は、各場所は考えた方がいいですよという
0:05:08	コメントに対しまして、こちら、補足に、整理した方がいいのかなというところで、まず整理していただいたところでございます。
0:05:14	一方で、この大上の蒸気の解析コードのタップを正確に範囲としてっていう記載分については、このまさにこの赤は込みで囲ってあります。
0:05:26	所、すいませんこの中ではちょっと、それ以降省略してしまってますけれども、その中で、この記載が出てきておりましたので、そ、ここを、
0:05:36	それに伴ってけ代わりに、今河合といったあれですけども、そちらの方で、重複感あるとご指摘ありましたけども直観あるかなと思いつつ、ちょっとここはあえて書かせていただいた方がいいのかなというところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:51	書かせていただいております、かつですね、その前のページですね、22 ページの前のページの 21 ページの方で、こちら添付の、添付資料 2 の本文のところの抜粋になりますけれども、
0:06:07	この本文の中で、下線部のところを、これも前回の会合を踏まえて、今回追記させていただいてるところでございますけれども、妥当性会議範囲については、別紙 1 に示すというふうに書かせていただいておりますので、
0:06:22	それとのリンクづけというところも意識しまして、別紙 1 の中でこれについて書いてあるところと言われますと、今回記載した後秋野所という整理になってございます。
0:06:34	成長するケース、若干重複感があるけれども、
0:06:38	妥当性確認の範囲ということでは、21 ページの資料に側の方から、今の別紙 1 を呼び出すところともリンクづけとして、
0:06:52	統一感を持って書いたというところは理解しました。
0:06:57	そうすると、その今の 21 ページの、
0:07:02	資料 2 側の引用元のところですけど、
0:07:08	ここについては、解析行動、適用の妥当性範囲について、収支値妥当性確認した範囲について示しているにすぎなくて、
0:07:21	じゃあ、22 ページの、もともと書いてあった中ポツのですね、適用範囲高浜 12 のSFP
0:07:29	ここが何か中に置いてる気がしていて、
0:07:32	確認した不備は関心から 200 ミリまでだけど、じゃ、それを実際どこに適用するか。
0:07:40	それは高浜 12 のSFPですってしか書いてなくて、じゃあ、仕事の資料 2 の本体番号に戻ったときに、
0:07:49	檀今回のDCFPとしては、
0:07:53	範囲に適合しているか、今日は具体明確に書いてないですね。
0:08:00	で、その一方で、この 2 ページの、
0:08:05	2 ポツ、両括弧 1、評価の基本方針の後のほうに評価結果評価っていうところが出てきますけどそこでは、
0:08:13	ぐらふうとしては、第 6 図として、
0:08:18	冠水から 0mm までの実効増倍率の計算結果を、何を分けることなく、書いているし、それから、第 1 章の方では、
0:08:31	完成日の実効増倍率と並列に水位 0 センスの実効増倍率を書いていて、そうするとただ話の適用範囲って、やっぱ 0 まで適用しているのかなあというふうに見えて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	それは結局、さっきの 2 ページ。
0:08:52	もともと書いてあった、適用ファインが上手にできる妥当性確認範囲内である。
0:08:59	名取タムラ前逆になってて、
0:09:03	適用範囲は 0 から 3 制から 0 まで適用してるけど、妥当性確認は冠水から 200 人までですっていう、
0:09:11	あれ何かちょっと話違うよねっていうふうに見えてしまう。
0:09:16	結局だから、資料 2 の本体側の方の評価のところ実際に監修からどこまで適用して、今回の申請と申請として位置付けているか。
0:09:29	というところが、何かしら資料 2 の本体側の方に、
0:09:34	書いてないところの、今の別紙 1 の二つの中ポツが、
0:09:41	完全に理解できる記述にはならない。
0:09:53	あその矛盾があるのでそこは、
0:09:57	もう少し適正化して、この
0:10:01	資料の本体側の方の記述等、この別紙 1 が普通、中ポツ二つに分けても、それは構わないですけど、
0:10:09	書いてある内容とも、
0:10:12	主語がないように読めると。
0:10:16	いう形にする必要があるのかな。
0:10:21	それこそ、そこについても一応審査会合のときに言ったつもりでは、
0:10:26	いたんですけど、
0:10:27	もうちょっとそこを検討していただいた方がいいかなと思いますけど、いかがですか。関西電力富樫でございます。ちょっとすみません、あまり理解がうまく追いついてないのかもしれないんですけども、
0:10:40	そうすると最初におっしゃっていただいたと思う。
0:10:46	今回あえてそのスギタまたナガタのところ、その重複感があるねっていうようなお話があったかなと思うんですけど、その滝井のこのところ重複感というか、
0:10:57	今回追記したこの下線部のところを、
0:10:59	削除するとその懸念がなくなるということになるんでしょうか。
0:11:03	ちょっと趣旨が違うんです。それだとしてもまずそもそも今回 SCALE コードを適用してる範囲がどこなのかっていうのが、
0:11:15	それを補足を見れば若干水から 0mm ですね、200mm ですねっていうのは、
0:11:20	わかるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	でも結局資料 2 がニッタときに、
0:11:25	ツジ 0 のところの実効増倍率が冠水と併記して書いてあるって、じゃあ今度それどういう。
0:11:31	C0 の実効増倍率ってどういう意味かなっていうのがクリアになる。
0:11:40	藤。
0:11:41	安西委員、よろしゅうございます。まさに前回の会合でも除籍のところをいただいてたかなと思っていて、その上でどういった記載がいいかなっていうふうに考えたときに、
0:11:55	ザ・パックの方でもちょっと簡単にご説明させていただいたと思ってたんですけど、この 21 ページ資料 21 ページの方で、ここに出てくるこの記載っていうのが、
0:12:06	添付資料を上からざっと読んでたときに、上流に出てきますねと、条例に出てきて、或いはその評価結果の前に出てくる場所ですので、そこでここが出てきまして、今度は当然半タイワマ別紙 1 に飛ばすと。それと一番後ろというか、
0:12:21	上の方にあるんですけど、そっちを見に行つて、今書いてあるような、この簡水解約っていうのがわかるという、そういう意味づけで、何だろう、できるだけその資料としての上流で、
0:12:33	書くようにさせていただいてるっていうのは今回の修正案といいますか、我々の案なんですけども、それだとちょっと足りないということで、規制庁、島津ですね、21 ページ抜粋してますけど、
0:12:47	実際に補正、6、6 月 13 日に補正してもらった。
0:12:53	書いてある浅部を見ていくと、その増加土地の評価の方針っていうところがずーっと説明が書いてあって、このタグチの手前までは、今回、高浜市の SFP として解析する内容について言及している河川。
0:13:11	引間タカキはあくまでもその解析をする上でどんなツールを使いますかっていう、補足をしているだけなんですよ。
0:13:21	ツールとしての説明は、今、日量 2 市の基準として書いてある。
0:13:28	この修正をしてる限りにおいては、完全に説明している、し切ってるんですけど、
0:13:33	だけど解析はどこまでやりますか。
0:13:37	今回申請してる範囲はどこか井関はどこまでの範囲ですかっていうところは、以前、読めない。
0:13:50	ただ、結局使えますよ、適用できる範囲が冠水から 200 ミリです。
0:13:56	今回の解析は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	やりますかっていう話をどっかに、
0:14:03	入れれば、クリアになると思うんですけど。
0:14:07	それに応じた解析結果が載ってれば、
0:14:12	背負わないねっていうことだと思うんですけど。
0:14:23	ふうん。
0:14:26	でその封水の話っていうのは、
0:14:30	これ今、21 ページというタイトルの両括弧 1 の評価の基本方針のところ で、実際に、
0:14:37	は、2 段落目のところで、
0:14:43	等、
0:14:45	大金を一掃分ピット水より下部と、それより上の理想に分けて、水を冠 水状態から完全ソース状態まで変化させる評価するんだ。
0:14:58	書いてありますよね。やっぱり 00mmの話ですよ。
0:15:04	限りは、解析は冠水から 0mmまでやります。でも使うツールは、完成 が 200mmまでしか使えません。
0:15:14	で、
0:15:14	矛盾したものが書いてあるんですよ。
0:15:23	そうすると結局、その後ろのに書いてある蓮井 2 百名から、
0:15:30	0 ミイのグラフの線だったり、
0:15:33	それから表で書いてある。
0:15:35	水位 0 センチっていう構造がですね、結果そのものが、
0:15:40	これ何の意味があるんだけど、
0:15:43	思っちゃうんですね。
0:15:45	その説明の流れの中で、やっぱり、最終的にできるだけ確認してるツ ールSCALEコードを使うにあたっては、
0:15:57	後ろの別紙の方に移ってるように、
0:16:00	適用だとして確認した範囲内で使うんですって。
0:16:04	それムラカミとかそういうことですよ。
0:16:07	という、何かしらの、
0:16:09	関連性がやっぱ資料 2 の中で、
0:16:13	オカです。まとまってないと。
0:16:15	今んところはそこがちょっとちぐはぐだよと、そういうことです。
0:16:25	関西弁でございます。ちょっと整理はそうかなと思ってるんですけども、
0:16:35	今おっしゃっていただいたところですね、ちょっと元補正申請書のほうで 言う、言うところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	タイプ資料 2 のフォームのこれが鈴木さんおっしゃっていただいたところですかね評価の基本設計方針っていうところで、もう少し丁寧というか、
0:17:00	その解析コードで見てる場所っていうのはどこですよっていうような趣旨ですかね。
0:17:09	いや、それが書いてあるのが、
0:17:16	補足じゃないですね、ごめんなさい。今回資料 2、2 番で、
0:17:26	資料の中でも、
0:17:31	3 ポツで、ついてあるのは、解析コードの適用妥当性についてということで、
0:17:39	ナカセから水にオクまでの範囲で適用、
0:17:43	サトウですと、そそれを確認してますと、その次、続けて原発の特定水の話として、さらに 100 から 0 でも、
0:17:53	解析行動ではいけないけども、解析結果した結果として、方で、ちょっとここを今回前回の物理的にも明らかに言って帰ったところを、記載を充実化させて、
0:18:06	降水、200 ミリ以下でも、単調減少継続してて、民家維持することは、確認できているのでここは妥当性を確認する、ごめんなさい制度を必要としないので妥当性確認できてなくてもいいですよっていうような、
0:18:22	記載してますけど、ここに書いてあるそのサンプルスクリーンショットとかの内容みたいなものを、もうちょっとこうなんすかね。端的に言っといたらあれですけど、この今あったところに書くようなイメージでしょうかね、規制庁ソネそれはちょっと、基本設計方針とずれて、
0:18:40	と思うので、ちゃんと基本設計方針とあわせて書いて欲しくてですね。
0:18:47	基本設計方針では、何て書いてあるかっていうと、
0:19:02	実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とするって書いてあります。
0:19:17	つまりこれがずっと議論してきた不確定性幅の話で、SCALEコードを使って瀬谷馬場。
0:19:24	結局、国際ベンチマークとクボ臨界実験の椎葉委員をもとにして評価するといった時点で、
0:19:34	垂涎 202 から 0mmは評価できないっていうことになってるわけですね。
0:19:40	訂正含めて 0.98 以下であることを説明しようと思っても、
0:19:45	今んところできないわけじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:49	これを詳細に説明したのが添付資料見るわけですよ。
0:19:53	添付資料 2 の中で、
0:19:56	とりあえずやってみましたって書いてあったとしても、この基本設計方針通りに確認し、できなかったところには、
0:20:03	ところについては、
0:20:05	結局確認できてないことなっちゃうんですよ。
0:20:15	らしい。
0:20:17	この基本設計方針、
0:20:20	の通りに確認できなかったとしても、
0:20:25	了解はそれはないんだよねぐらいは見てますってことですよ。
0:20:31	不確実性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できるっていうところまで確実性を持って見てるわけじゃないけど、さっきの資料の、
0:20:41	もう、
0:20:42	2 ページの 4 ポツで、
0:20:44	言ってるみたいに、そこまで確実性を持って確認できるわけじゃないけど、
0:20:51	南海の恐れはないんですっていうところまでは見ている。
0:20:55	それをどういうふうに表示するかということだそうですね。よろしいですか。はい。はい。
0:21:18	関西の館さん、今おっしゃっていただいたことを理解いたしました。その上で、こちらの資料に今ちょっとどのように書くかっていうのが、
0:21:28	それは、
0:21:31	考えていただかないと我々がこう書きなさいというものでもないの、はい。
0:21:37	今言った趣旨は、まず基本設計方針を満たしていることを説明するのはこの添付資料 2 の施設に関する説明書の意義なわけなので、
0:21:50	そこをしっかりと書いてください。
0:21:51	どこまで確認できて、どこまで、
0:21:54	その基本設計方針を踏み出しているってことを言えているか。
0:22:00	ただ、
0:22:01	評価の時から
0:22:03	説明されているように、やっぱり関西から完全露出してるところまで、
0:22:10	見るってのは今回の解析の意義なので、
0:22:14	分析方針通りじゃないけれども、
0:22:17	臨界の恐れはないところまでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	確認はできてるんだと。
0:22:25	それはし、そのさっき言ったような業績方針ほどの精度を持たずに、
0:22:32	言ったとしてもいいようなレベル感なんですよということですよ。
0:22:39	ちょっと、
0:22:42	関西の富樫でございます。はい。ありがとうございます
0:22:47	ですので、先ほどの戸高基本方針といえますか、評価結果のところになるかな。
0:22:57	という気もするんですけど、まず 200 から冠水は試算ほどで確認できておりますよと、ちょっと、そこから一步穴を開けて書くのかちょっとわからないですけど、なお等、今まさにおっしゃっていただいたような、
0:23:12	その 0 から 202 も、マツノ、
0:23:16	十分
0:23:17	減少傾向とか単調減少傾向を確認できてるし、精度を求められたことではないので、委員会の恐れがないときも確認できてますみたいなことをなお書きでちょっと書くのイメージありますでしょうか。なお書きで、
0:23:32	書くということであればそこはなお書きなので、やっぱり申請範囲ではない。
0:23:41	管理官、今、
0:23:44	衛藤妥当性確認範囲のところで書くとね、解析をどういう範囲でやるかってことを明確にするっていうことであれば、この基本方針、やっぱり最初のところに、なお、
0:23:58	ちゃんと正確に入ったらこれ紐つけたらもう 200 から完遂のところでも、解析はこんなふうに見てみようと思えますっていうのは、
0:24:09	最初に書いて、かつ、今言うたように結果を書くっていうのは何かその更新と結果っていうところでは紐づくんじゃないか。だからやっぱりその基本設計関連としてその基本設計方針、
0:24:22	評価の基本方針のところにも、評価の範囲としては 200 から完遂で、
0:24:29	に見ますっていったって、あとこの妥当性のところも、客観性で見ますと、評価の範囲っていうか、解析の範囲をどんだけやりますっていうことを最初に明確にせっていうことがこれだと僕は理解してるから、
0:24:45	その決意表明見直し間は、基本方針のところにも、こんだけの範囲ますよっていうことをまず最初に書くっていうことが、今のコメントの回答ということになるんじゃないかなというふうに今、ちょっとすいません、そこからですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:00	はい。お願いしました基本方針のところにもまずだから、評価として、200から冠水までごめんなさい評価じゃない解析の範囲として、解析に反映しております。で、
0:25:14	結果も当然その範囲で、その八鍬簡水で見ます妥当性確認アリマ側に入ってきてます。ダイレクターをつけるなら、おそらく冒頭決意表明家、
0:25:27	まさにエビデンス、計画をしたって文章。
0:25:31	それでいけばわかるんじゃないかなという、今、傷を持ったはずであって、
0:25:37	ちょっと全体と制度を考えると先ほど申し上げたように長きで、さっき薄井さんおっしゃっていただいと、特定水位のところも、理解をしてないですよみたいなところを書かせていただくっていうような、そんな整理ですかね。
0:25:51	ちょっとすみません浅井ありがとうございます。ちょっとあまりイメージがいけなかったんで。
0:25:56	はい。規制庁鈴木です。一つだけつ言っときますと、
0:26:02	今回の手続き、設置変更から含めて、手続きにおいて、冠水から200ミリまで解析やりますわっていうことは言ってないので、
0:26:16	規則の言ってるような異常の水位の低下っていうのを、
0:26:21	冠水から完全ロスするようなところまで、
0:26:25	事象を追っかけていって、その
0:26:30	現示Ⅱ的な条件を設定することで、解析を見直しますというのが本来の手続きの趣旨なので、
0:26:41	完全のするところまではやりませんみたいな制限をされてしまうと。
0:26:47	そもそもの趣旨から違うじゃないかと。うん。そこは関西電力として、設置変更してまでやろうとした趣旨は、まず守ってもらいたいんですよ。それをもって機構やってるんだから、
0:27:00	ですので設工認として基本的方針に書いたから、訂正を含めて0.98以下であるっていうことを確認する範囲はどこまで、
0:27:12	じゃあそこに外れてるところにおいてはどういうふう考えているんだと、うん、そうそこまでやって初めて許可から設工認にわたって一通り説明できたというふうに思うので、そこ。
0:27:26	時は履き違えないと一緒にです。よろしいですか。ありがとうございます。ご説明いただきありがとうございますはい。はい。
0:27:36	はい。よろしければ、いいですか。はい。よろしければ、先ほど言った資料2-2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	2 ページの 4 ポツの、
0:27:51	修正していただきまして、
0:27:54	参照しておったと思っています。ただ、ちょっと肝心なところが、
0:28:02	審査会合でも直接私の方から確認をしたところが抜けてるかなっていう気はするんですけど、まず、スケジュール的妥当性確認が行われている住谷組、
0:28:18	ここまでは不確定性を含めて、精度の高い解析ができています。
0:28:27	人口増倍率は、ある程度信頼性を持って、
0:28:31	精度をもって、確認ができています。一方で水位 0 見るところについては、企業だと正確にしてないけれども、
0:28:41	感触やすい 200mm までの単調減少の傾向に対して、対 0 ビルを解析してみると、それについては、
0:28:52	変化傾向っていうのに不連続性が見られなくて、
0:28:58	ヒガシ層に変化しているように見えるんだ。
0:29:02	一方ですね、0 モリの
0:29:04	解析結果の妥当性確認を、
0:29:07	してみると、そこについては物理的におかしいな。
0:29:13	解析になっているわけじゃないんだ。
0:29:16	いう話をしているので、
0:29:18	その鷲尾さんをもって、この核定数における回収結果の妥当性っていうのが、
0:29:25	あの通り同じと思っているね。だから、
0:29:30	今、その 200mm の話までのは、変化の話と、水位 0 の回収期間妥当性確認と、それから、この間審査会合のときに言った、ある限定された、
0:29:46	減速材、水ミズタの条件、
0:29:49	ここまではパラメーターについて触れていて、かつその頑健性の話に触れているんだけど、
0:29:57	結局 200mm までの単調減少傾向と 00mm の参考までにやった解析結果との連続性っていうところに、何も言及してない。
0:30:09	説明した資料、資料 2-2-4 のところでは、
0:30:19	単純にここまでは 200mm までは行政庁でしたとか、そういう話をしてるだけなので、
0:30:29	その二つをつなげる意味合いがどういう意味合いであったのか。
0:30:34	どういう傾向であったのかっていうところは、ある程度説明があった方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	今までの議論を
0:30:42	確認しなくてもコガ金のときに、
0:30:46	わかりやすくなるかなっていうふうに思ったので、逆に今この文章だけ 読んだときに、何言いたいのかなっていうのが、
0:30:54	よくわかんないと思います。
0:30:56	ただとりあえず、
0:30:58	材料は全部そろってるので、
0:31:01	写真、これ補足説明なんで、
0:31:03	直せとは言いません。すいませんけど。
0:31:07	やっぱ肝心の部分が書いてないねっていうことだけお伝えします。
0:31:14	ですけども、大岩都築さんとおっしゃられたのは、4、資料 2-2 の 4 章 の最後の部分のあたりで、我々としては冒頭で 200mm ぐらいまでは、
0:31:27	単調減少しているという前提のもとで、今回は次の条件においてはフジ キ深津同様に製品 100 ミリ以下の領域においても、
0:31:38	水位が生活に水産庁減少の傾向が継続し、するという旨を記載させて いただいたんですけどもそうじゃ、それに加えて 200 から、
0:31:48	もう
0:31:49	連続性担当現象というものだけではなくてもその
0:31:53	連続的に低下していくと。
0:31:56	いうところまではもうしっかり書いてある方がいいと言った趣旨の、
0:32:02	コメントでよかったんです。杉江さんまず、関西電力は前回の審査会合 において、炉物理的に赤字明らかでありというのは、
0:32:11	そういうことを言いたいんですよね。
0:32:12	離散的な変化があったとしても減少してるんだっていうことを言いたかつ たわけじゃないですよ。うん。だから、連続的な変化の傾向にあると いうことを言いたかつたわけですよ。はい。
0:32:26	ちょっとそれを我々、私は、一応審査会合の場で聞いたつもりだったん ですけど。
0:32:32	ただそれが明確に表現されてない。そういうことです。わかりました。
0:32:40	よろしく願います。ありましたけども、そういう部分 0 から 209mm の 連続性が、赤津 400 ミリ以上から、200A0 までのその連続性みたいなと ころも、
0:32:54	今キーワードといいますか、そういった説明を補足するようにさせていた だきたいと考えてます。はい。市長です。そこをお任せします。
0:33:07	よろしければですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	同じ資料 4 をPOSの両括弧 2 政策防災に基づく不確定性の話ですけども、これ今回、
0:33:23	3 ページで、
0:33:27	対 200 ミリの確定性を評価してきましたというところは一番最後の段落にまた書きで書いてあって、
0:33:38	関数比の値とほとんど変わらないことを確認しているって言い方を最後結論として、
0:33:45	しているんですね、これは。
0:33:47	こういう言い方をすると多分その 1 個上の冠水等、推薦日、これが、
0:33:58	物理学的に差があるというわけじゃなくって、
0:34:02	数学的なモンテカルロという解法の統計誤差の範囲内ではばらついているだけだ。つまり、どちらをとっても同じですっていう。
0:34:13	説明があるのと、この最後の漢数字のあたりとほとんど変わらないことを確認しているっていうところが、
0:34:20	同じことを意味しているのか、それとも違うことを意味していて、実はこの前の 2 ページの両括弧 2 の一段落目のところは、最後のところですけど評価体系の水位が変動により、
0:34:35	入力値及び不確定性は変動しうるものであるって書いてあるので、
0:34:40	まず単純に言葉だけ見たときには矛盾してるんですね。
0:34:45	Cが変わったら買うんだって言ってるのに、
0:34:48	結局解析してみると、
0:34:50	冠水と、次に 100 ミリは結果同じですって言ってる。
0:34:55	それがまず、そもそも何をしようとしているのか、さっき言ったように、簡水 1000 ミリと同じようなことを言おうとしているのか。
0:35:05	それともいや、変動するんだけれども、たまたま結果的にほとんど変わりませんでした。
0:35:11	ただ決定inchは違うんですと。
0:35:13	だってこれ、液相側に決まってる整備までの話と、水より上側の制限条件で決まっている減速の効果の話ってのは意味が違いますよねこれ。
0:35:26	たまたま同じような数字になっただけだっていうんだったら変動するっていうのは、つまり要するに経験値が違うんだと。
0:35:35	結果的にたまたま同じぐらいになりましたっていうんだったらそうかなって思いますけど、ちょっとそこは意味がわからないんですよ、この説明だと。
0:35:46	ずっと完璧に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:50	八木沢委員っていうのはもう本当に数字だけを比較してほとんど変わらないことを確認したということだけ述べさせていただいたものであって、原因者となるものでございます。ただ、
0:36:02	誤解を与えるような表現になるのかなというふうに今、
0:36:06	合計しましたので差っ引い 30.0111 であることを確認しているぐらいの記載にさせていただこうと思います。規制庁、わかりました。
0:36:25	数字が続いて、
0:36:31	ちょっと資料 2 の後回しにしてですね。
0:36:36	審査会合とかヒアリングで今まで特段聞いてはいなかったんですけど、ちょっと明確にしておいた方がイダいいかなというふうに思ってるところ 1ヶ所あって、
0:36:47	資料も、
0:36:50	8 ページ 9 ページの、
0:36:53	適用業務の整理のところ、
0:36:57	で、これはSAのところだけ書いてもらってるんですけど、
0:37:03	審査会合、前回審査会合でお聞きしましたけど、
0:37:08	今日、
0:37:10	計測制御系統施設と兼用試験制御棒クラスターを、
0:37:16	開始する、以降SSBから固体廃棄物に戻すんですと。
0:37:24	そういう話。
0:37:26	だったと思ってますから答え廃棄物に、
0:37:31	位置付けを変えたとしても、そもそもそれを、
0:37:35	大きい市も、
0:37:37	それから制御棒クラスタという構造も何も変わらない。
0:37:42	ので、
0:37:45	それって結局何どき何、何もでもない。
0:37:50	になるので、そういう意味で言えば、悪影響の加害者へせりが波及的影響の加害者になるんですね。
0:38:05	何も御説明がなくて、
0:38:08	それ以前、ヒアリングの時に聞きしたときは、そのDBの悪影響だとか、SAの波及的影響という観点で、
0:38:18	どういったものがあるか、どういう影響があるかっていうと、耐震上の荷重になりますと、
0:38:28	それについては新規制の時に、もうピント全学の全燃料に、制御棒クラスタが一番多分重たいので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:41	それを全部突っ込んだ形で耐震計算していて、それを今回の
0:38:46	手続きをもって変えるものでもないし、当時織り込み済みだった計算書を変えものではないので、その影響は、もうすでに評価済みですと。
0:38:59	いう話が何か少し欲しいなと思って、
0:39:03	この所適用情報と思って、はい。例えば 50 条の、
0:39:09	ところだとか、或いは、Dでいうと、
0:39:13	十四条工場みたいな。
0:39:16	そうですね。はい。
0:39:18	フクマってもいいですけどDのやつは、今出てないんですよ。だから何か説明を付け加えていただいた方が、
0:39:30	無料の
0:39:33	議論にならなくていいかなと、すでに織り込み済みの表計算局計算書は、申請の時にも、定数で確認済みでした。
0:39:44	そういう話があれば、じゃあ、その辺ももう織り込み済み見てるのね。
0:39:51	今回あえて手続きはする必要ないんですね。うん。それはわからないってことなんですけど。
0:40:03	インダでは、
0:40:05	この話は県下の地形上部の整理の中、形成の中に取り込むイメージでよろしいんですか。
0:40:14	規制庁II率上げて
0:40:17	修正所で何か変わりませんかかっていうのをつけていただくほどではないのかなっていうふうに思っているんで、ここの条文整備ところで、今言ったようなところはもうすでに確認してるものについては、
0:40:30	特段新添付書類としてはつけませんってところが、修理されてればそれでいいのかなと思います。衛藤市のイメージ感だけなんですけども、
0:40:41	ご認識いただいて、今回SAの条文しか整理してませんので、そこに電気の条文を持ってくるとちょっとややこしいといいますか、おさまりが悪いので 2 ポツの 8 ページ目ですね、8 ページ目の 2 ポツのところ今回DBの部分っていうのは省略させていただきますというような、
0:40:59	全部書かせていただきますのでこの中でも同じように廃棄物にということの影響っていうのは評価しなくてもいいんだよってというような説明を、文章で説明させていただこうと思うんですけども

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:12	さしてよろしいでしょうか。はい。規制庁鈴木です。そこで条文の整理がされたので、10 ページでいう商品整備ところも作る必要はないんですっていうところまで結びであればそれでいいです。よろしくお願いします。
0:41:40	じゃあよろしければ、
0:41:45	資料 2-4。
0:41:49	次いきます。あとまとめていただいて、ありがとうございました。
0:41:55	大体は理解しているつもりですけど、1ヶ所だけわからないところがあってですね、
0:42:03	回答の 2 段落目のまた書きの 2 行目のところで、教訓事例集を作成しており、
0:42:11	っていうのが、これはまずそもそも何なのかちょっとよくわからないのと、それからその教訓事例集と、最後の 3 段落目の、他社の新規制基準適合性審査における申請書記載を踏まえ、
0:42:26	当社の不適合 4 点を記載しているというところの繋がりがちょっとよくわからなくてですね、まずそもそも教訓 10 種って何なのかという話と、それから、そういった状況を踏まえて、
0:42:42	最終的にこの関西電力の不適合 4 件だけを記載しているところに至った、なぜそうなるのか、っていうところをちょっと説明をお願いしたいんですけれども。
0:42:56	津崎委員、お願いします。よろしくお願いします。まず今日事例集なんですけれども、これはですね解析業務品質向上検討会の中で作っている教訓事例集ということなんですけれども、中身としては、
0:43:13	映像各社それから、解析会社等々で起こる適合過去事例を、事象概要、それから、その原因、それからそこからえられた教訓を、
0:43:28	ワーキングの資料にまとめたもの、検討会で作ってございまして、これは
0:43:36	事例集として定めている。
0:43:41	ということになります。
0:43:44	ちょっと中身としてはですね参加メンバーの守秘義務の関係で、
0:43:50	ちょっとお見せすることができるんですけども、パワーポイント資料で、わかりやすく、今日今後まとめているものとご理解いただけますと、
0:43:59	結構かなと思います。
0:44:03	よろしいですかね。はい。続けてください。それから、最後のパラグラフの不適合な経緯の件ですけども、これは、すいません等一覧の上のやつは、直接的な関係はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:20	前回のヒアリングの中 4 件という、
0:44:27	ものをEA解析の都度発注するために受注者の方に提示しているのではないかという、
0:44:39	お話をいただいたと聞いておまして、そうではないですよっていうところは前の人も述べさせていただいてるんですけども、この
0:44:53	用件は何なんだっていうと、当初の確認を起こした不適合っていうのを載せてるものですよという説明。
0:45:06	なんて言うんですかね、8 月提示しているんじゃないんですけど、品質補助説明書として、次、変えているものですよという説明でございます。
0:45:18	規制庁宗です。まず教訓事例集や上司のガイドラインも別冊的な感じで JANSI がまとめているわけじゃなくて、
0:45:32	入ってみれば、玉田委員、こういった関係各社が何かこう、
0:45:41	集まってやるようなところで共有する情報ですよ、そういうことですか。
0:45:48	完成品ムタグチです。すみませんちょっとその説明が、
0:45:53	きちんとできておりますので、解析業務品質向上検討会 2 という会議体についてまずご説明差し上げます。
0:46:02	遵守のガイドライン野末家設計調達管理やってますというご説明を差し上げておりますけれども、これアノ等 2021 年、
0:46:14	マツノアベ 2、21 年度末までは、JANSI を、会議体の一つとして、この解析業務品質向上検討会というのがございまして、
0:46:26	そこに、電力会社、それから一設計会社、
0:46:31	規定が、
0:46:33	参画して検討会を作ってください、今我々が適用しているガイドラインというのはその当時つくったガイドラインがされます。
0:46:44	いうものです。で、2020 年からこの解析業務品質向上検討会が、JANSI から電事連のほうに移管されまして、
0:46:55	イマムラにおいては電事連の品質保証検討委員会の参加の組織体制、会議体という位置付けになっておまして、そこに、
0:47:06	電力代、それから、解析会社とか、スズキが十分入って、組織をしている、本ソフト移管される形になってるんですけども、
0:47:20	総合保健協会で、ガイドラインのメンテナンスってこともやってますし、それから教訓事例集の作成ということをやっているという、
0:47:30	そういうことで、規制庁スズキスわかりました。
0:47:35	これ見てたら、適宜、
0:47:38	新しい事例が出てきたら反映されるということでこの間、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:43	元職制委員会でも、東京電力の事例なんかもおそらく報告されてるんだろうなっていうふうに、
0:47:54	思っています。で、
0:47:57	他方でですね、今、関西電力が発注仕様書ではなく、
0:48:07	マネジメントシステムの中に、この自社の不適合 4 件を、
0:48:13	入れていて、それは、
0:48:17	受注者側の方に、そういったところも含めて、対応するよということ を求めているということだったので、これは要するに回収結果が出て きたときに、そういうのも含めて、
0:48:30	チェックするんだよっていう意味合いでこう入れてるという理解でよろし いですか。
0:48:37	つまり、
0:48:39	受注者が先ほど言った教訓事例集なども、
0:48:43	見た上で自分たち、私の、不適合発生しないように、品質管理活動をす ることを暗に求めているんじゃないかと、自分たちが、
0:48:56	解析結果を受け取った時の受領の検査として、自分たちの不適合こん なの過去にありましたね。それ以外に教訓事例集なんかも、
0:49:07	あるので、受け取ったときにこういったものも含めて、品質管理表している んだという、
0:49:14	そういう意味合いでこの不適合運転っていうのを載せているという趣旨 と理解してよろしいですか。
0:49:20	はい。関西電力の田口でございます。
0:49:23	金要件を打つルーがそのまま 0 地震の菅梨衣を説明しているというこ と。ちょっと、
0:49:37	もちろん我々もこういう事例を踏まえながら作業しておるんですけど も、実態、実態といえますか、
0:49:49	ルール上は、我々自身に適用する、ルールに基づいて管理をするとい うことでありまして、それが、品質補助説明書の中にもその旨出して いただきます。
0:50:03	この要件は、当然ながら我々自身、教訓として、A-ツツミ、こう意識を するものではございますけれども、
0:50:21	我々自身の管理としてはどういうふうに基づいてやっていますという方が、
0:50:30	直接的かなというふうな、規制庁成立をお聞きしたかったのは、受注者 解析受注者にこれを求めているわけではなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:44	発注者側の管理の事例として、布施肥後 4 件を記載しているというふう に理解したので、それでよろしいですね。
0:51:01	関西電力の田口です。
0:51:05	日本あげている要件が多いんですかね。
0:51:10	受注者が不適合か、発注者側の不適合なのかという、そういう意味じゃ なくて、新たに話をするときに、
0:51:22	解析を受注する人たちに対して、まさに教訓として、こういったことに気 をつけてくださいという事例として、続けていって、発注仕様の中に入れて るものではなくてですね。
0:51:36	自分たちが解析分受注者から上がってきた報告書を受け取って、それ の確認をする。
0:51:43	そうだなあというふうで読んでるカリスマ、納品されたものの検査みたい なイメージだと思いますけど、その時において、この不適合Jみたいなも のを含めた、
0:51:55	品質管理は、
0:51:57	確認のために、自分たちがこういうのを参考にしながらチェックをしてい るんだと。
0:52:04	そうっす。関西電力の田口です。こういった事例を意識しているのは、そ の通りでございます。実際の我々の調達本部としては、こういう事例を 意識する部分もちろんあるんですけども、ルールとして、
0:52:23	調達管理の時に、まさに解析に基づく調達管理をしてるんですけども、 がこのガイドラインには発注者として何をなすべきかと。
0:52:35	ということが書かれてますんで、そういう、それに基づいた管理を、主体的 にやっていると。
0:52:43	いうことに。はい。規制庁鈴木です。わかりました。その時に、
0:52:48	当社の不適合要件と言ってるもの以外に、先ほど言った基本事例集等 も、これは
0:52:59	まだ、
0:53:01	自分たちの発注の管理として、参考にしながらやったりはするんです か。まず、最初の書き方とかそういうことで、他社で発生したような事例 だとかっていうのが、適宜自分たちの管理もしくは、
0:53:15	受注者に発注する仕様として定められますかってことを聞いてきました ので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	自社で起きたことだけしか見てませんではなくって、他社の事例も含めて、どんな管理をしたらいいかっていうのは、常に情報アップデートして、
0:53:34	管理されているんですかってことを聞いたかったんです。
0:53:37	はい。関西電力の田口です。基本のご質問に対しては、その通りでございまして、まさに解析ガイドラインっていうものが、ここの説明の通りなんですけど、私は布施議論は、
0:53:51	これから教訓事例集もそうであって、他社事例がですね、それを我々は自分たちのルールに取り込んで、
0:54:02	調達管理を行っているということですので、その通りかなと思ってます。規制庁杉井です。わかりました。若干先ほどの口頭補足説明で、
0:54:14	JANSIのガイドラインから1年前に、これ離脱して教訓事例集ができていうことは、JANSIそのものは、
0:54:23	最終教訓に対するガイドラインの評価っていうのは、若干できてないのかなっていう気は。
0:54:31	するのでその辺は自分たちで、今のガイドラインで足りてないところが、
0:54:36	最新の事例があたりするのかなっていうところも、各社自分たちで評価されて、
0:54:43	並木管理に改善が必要かどうかとところは見られていると理解してよろしいですかね。
0:54:49	この整理の形です。強行事例集、
0:54:54	イトウガイドラインですけども、例えばどこかの電力で事象を正誤事例が発生したとしたときには、それは3回目、共有するんですけども、そのあと何をするかといいますと、今日、
0:55:12	本事例集を作るべきかどうか、それからガイドラインに反映するべきかどうかという検討をさせていただきます。
0:55:21	で、最近の一つ教訓10周最近作ったところであるんですけど、ちょっとそのケースでしたら、教訓事例集としては、
0:55:32	今まで多分リーダさんで新たに作りましょうということになりましたけど、当ガイドラインにはもう
0:55:42	前の記載から変えるところはないかな、追加することはないかなということで、見送っております、都度都度そういう評価は、
0:55:52	思っておりますが、規制庁すべて理解しました。そういったものも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:58	対応できるガイドラインでは、に基づいた管理をされているってことを理解しましたので、ちょっとこの資料で今言ったところは、ちょっと読めないところが結構ありましたけれども、うん。
0:56:13	特段あえて資料を作っていただく必要はありませんので、今お聞きしたところで、我々の認識としては結構です。ありがとうございました。
0:56:26	では規制庁側から今回提出された資料プラス、他の意見もありますけど他に確認したいところありますか。よろしいですか。
0:56:40	規制庁側からは、
0:56:43	本日の時点で確認したいところは以上でして、
0:56:51	現在、我々としては、審査のまとめに入ってます、まとめている段階では、
0:57:01	これ以上の追加の確認はないかなっていうふうには思っておりますけれども、ちょっと
0:57:09	タイミングは、来週ぐらいに庁内の確認をします、ひょっとしたら追加で出てくるかもしれません。場合によってはまたちょっとヒアリングもしくは資料提出をお願いするかもしれません。そういった段階です。
0:57:27	関西営業部から、今日の資料含めて、他に何か話がありますでしょうか。
0:57:35	千賀土橋でございます。昨日なんですけども、今日前回とかこの間、補正申請させていただいたところの記載ぶりについて改めてコメントいただいたかなと認識しておるんですけれども、
0:57:48	こちらへと修正したもの、また、
0:57:51	また資料で提出させていただいて、ご確認いただくというような流れ。
0:57:57	イメージになります。まず補足説明資料は、修正したものを出示させていただきますので、これをお願いします。それから、補正の方向性等については、お任せします。
0:58:09	いきなり補正ですっていうのでも別に構いませんし、
0:58:15	もう一度方向性をしっかり確認してから補正に手続きいきたいっていう、補正の方向性の周知用も修正されて今回出されて、我々の方へ確認するっていう段取りでも別にいいです。で、先ほど言ったようにちょっと、
0:58:33	現状の状況で、
0:58:36	来週ぐらいに町内に、
0:58:38	今日のその補正の方向性含めて、
0:58:42	当庁に確認をするので、その時点で特段なければ、今日のお話、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:49	トーセイであった関西電力として、1回紙資料を出してから補正に行くかどうかをお任せしますので、ちょっと来週の段階まで少しその提出を待っていただきたいというところです。
0:59:01	それは私の方から東京支社として、お伝えしますので、
0:59:07	ありがとうございます。承知いたしました。
0:59:11	と、それを踏まえてまた今後、
0:59:16	じゃあ、麻生はいすいません。いつも資料を出されるかを、まずは連絡いただくを通じて、はい。はい。すいません。
0:59:30	今、自主御説明、我々の資料提出は、直接は紐付けないということで、何か規制庁都築です。まず補足説明資料は、処分関係ないので、
0:59:44	とりあえず処分するまでにそろえばいいです。わかりました。遠方で、補足についての補正については、ちょっと我々も、
0:59:54	庁内確認を待っていただいて、
0:59:57	1時間の話があるかどうかによって若干ちょっとやり方が変わるかもしれません。場合によってはこちらがヒアリングを、
1:00:06	お願いするかもしれません。はい、わかりました。それは来週の町内確認結果をお伝えするときに、あわせてお話し東京支社を通じてお伝えします。はい、わかりました。
1:00:20	このスケジュール的なところ、他の規制庁は大丈夫ですか。はい。関西電力も、市長のお話で、スケジュール感含めてよろしいですか。はい。
1:00:32	じゃ、以上でよろしければこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。